

がん登録事業関係規定

健康増進法 抜粋

(生活習慣病の発生の状況の把握)

第十六条 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病（以下単に「生活習慣病」という。）との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。

○健康増進法等の施行について（H15. 4. 30 厚生労働省健康局長通知） 抜粋

4 第3章 国民健康・栄養調査等

(2) 生活習慣病の発生状況の把握

国及び地方公共団体は、生活習慣病とがん、循環器病その他の生活習慣病との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生状況の把握に努めること。(第16条) 具体的な内容は、地域がん登録事業及び脳卒中登録事業であること。

がん対策基本法 抜粋

(がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

第十七条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。